

令和5年度徳島支部の収支

(百万円)

資料1-6

(暫定版)

	収 入					計
	保険料収入		その他収入			
		一般分		債権回収 以外	債権回収	
全国計	10,299,805	10,298,438	21,341	7,846	13,495	10,321,146
徳島	63,332	63,323	158	47	111	63,489

	支 出																	計
	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）										令和3年度のインセンティブ							
	医療給付費（国庫補助を除く）					年齢調整額	所得調整額	現金給付費等 （国庫補助等を除く）	前期高齢者納 付金等 （国庫補助を除く）	業務経費 （国庫補助を除く）	一般管理費 （国庫負担を除く）	その他支出	令和3年度の収支 差の精算	加算額	減算額			
	(A) - (B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B)															
			令和3年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)														
全国計	5,561,458	5,561,458	5,563,303	363	※ 1,482	-	-	518,185	3,512,832	172,608	41,627	48,193	-	-	9,907	▲9,907	9,854,904	
徳島	35,772	38,713	38,713			▲691	▲2,251	3,110	21,081	1,036	250	289	▲212	61	61	0	61,387	

	収支差		
	計	全国平均分	地域差分
全国計	466,243	466,243	-
徳島	2,102	2,798	▲696

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和5年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和3年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
- また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5. 「令和3年度の収支差の精算」は、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和3年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。